

農林漁業者等への金融支援策について (下線部分は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年度補正予算)で新たに追加された資金や債務保証)

支援項目	支援の内容	対象資金等	融資機関	担当
貸付利子の 5年間実質無利子化 【経済対策で拡充した内容】 ○対象資金、融資枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りや施設整備のための資金について、貸付当初5年間実質無利子化。 ※林業者向けのうち、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金は、貸付当初10年間無利子化。	(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、 経営体育成強化資金、 <u>農林漁業施設資金</u> (林業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、 <u>農林漁業施設資金</u> (漁業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、 <u>漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金</u>	公庫	
		(農業者等向け) 農業近代化資金、 <u>農業経営負担軽減支援資金</u> (林業者向け) <u>林業者向け民間借換資金</u> (漁業者等向け) <u>漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金</u>	農協・漁協等 民間金融機関	
保証料の5年間免除 【経済対策で拡充した内容】 ○対象資金、保証枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りや施設整備に必要な農業近代化資金等の民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除。	(農業者等向け) 農業近代化資金、 <u>農業経営負担軽減支援資金、 農業者向け民間借換資金</u> (林業者向け) <u>林業者向け民間資金(借換資金含む)</u> (漁業者等向け) <u>漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、 漁業者向け民間資金(借換資金含む)</u>	農協・漁協等 民間金融機関	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL) 03-3501-3726 (林業関係) 林野庁企画課 TEL) 03-3502-8037
実質無担保化 【経済対策で拡充した内容】 ○対象資金、融資枠・保証枠	経営に影響が出ている農林漁業者等に対し、資金繰りのための資金について実質無担保等による貸付及び債務保証を措置。	(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、 経営体育成強化資金 (林業者向け) 農林漁業セーフティネット資金 (漁業者向け) 農林漁業セーフティネット資金	公庫	(水産関係) 水産庁水産経営課 TEL) 03-6744-2347 (危機対応) 経営局金融調整課 TEL) 03-3501-3726
		(農業者等向け) 農業近代化資金、 <u>農業経営負担軽減支援資金、 農業者向け民間借換資金に対する債務保証</u> (林業者向け) <u>林業者向け民間資金(借換資金含む)に対する 債務保証</u> (漁業者等向け) <u>漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、 漁業者向け民間資金(借換資金含む)に対する 債務保証</u>	農協・漁協等 民間金融機関	
貸付限度額の引上げ	■農林漁業セーフティネット資金(農林漁業者向け) 600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12		公庫	
関係金融機関への要請	新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予		金融機関	
危機対応業務による融資	指定金融機関による食品製造事業者等への損害担保融資や低利融資(ツーステップローン)の融資枠を拡充。		政投銀 商工中金	

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 貸入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者 (農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)

③ 認定新規就農者(※2)

④ 集落営農組織

(※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、新型コロナウイルス感染症の影響、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600 万

借入限度額の引上げ：年間経営費の 12/12 又は粗収益の 12/12
・ 1,200 万円

(3) 借入金利：0.10% (令和2年3月18日現在)

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)

□沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫等が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者(※)

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件


実質無担保化

(1) 資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

- (2) 借入限度額 : 個人 3億円 (複数部門経営等は6億円)
: 法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)

- (3) 借入金利 : 0.10% (令和2年3月18日現在)  貸付当初5年間実質無利子化

- (4) 償還期限 : 25年以内(うち据置期間10年以内)

(5) その他

① 「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れる本資金(負債整理等長期資金は除く。最大20億円。以下同じ。)については、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成(最大2%。以下同じ。)により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。(令和元年度融資枠:900億円)

② ①とは別に、「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金については、同協会からの利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。
(令和元年度補正予算TPP等対策特別枠:1,000億円)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)

沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)

最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

1 借入対象者

農業を営む者(主業農業者^(※1)、認定新規就農者^(※2)、集落営農組織など)

- (※1) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。
(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2 借入条件

実質無担保化

(1) 資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得(※1)
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農業費その他の長期運転資金(※2)
 - ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- (注) ※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。
※2については、集落営農組織などに限る。


②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理(再建整備資金)
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減(償還円滑化資金)

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金(事業再生支援資金)

- ・農業費その他の長期運転資金

(2) 借入限度額・償還期限・借入金利(借入金利は令和2年3月18日現在)

資金名	[借入限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で① ~③の合計額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 (うち据置3~ 10年以内)	0.10% 
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円~2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の100%		

3 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

貸付当初5年間実質無利子化

4 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

農林漁業施設資金の概要

農林漁業の持続的かつ健全な発展を図るため、農林水産物の生産・流通・加工・販売及びその他の共同利用施設の整備、又は農林漁業者が実施する農業施設・林業施設・水産施設の整備等に必要な資金を日本公庫等が融資します。

1 借入対象者

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 資金使途

農林漁業施設の整備等を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 主務大臣指定施設（農林漁業を営む者）
農林漁業施設の改良・造成・復旧・取得等
- (2) 共同利用施設
農林漁業者の共同利用に供する施設の改良・造成・復旧・取得

3 借入条件

- (1) 借入金利率 資金使途に応じて 0.10～0.90%（令和2年3月18日現在）



貸付当初5年間実質無利子化

- (2) 償還期限 主務大臣指定施設 原則：15年（うち据置期間3年）以内
共同利用施設 原則：20年（うち据置期間3年）以内
- (3) 貸付限度額 主務大臣指定施設 原則：負担額の80%
(但し、資金使途によっては上限額あり)
共同利用施設 負担額の80%

4 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

5 問い合わせ先

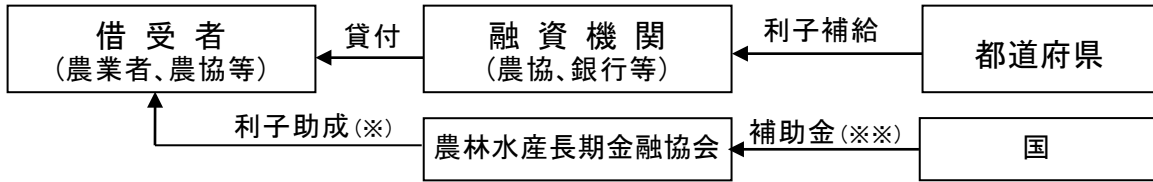
- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき昭和36年に創設)



(※) 実際には融資機関が代理受領するため、直接借受者に利子助成金が支払われるものではありません。

(※※) 認定農業者に対する特例（スーパーL資金並みの貸付利率）とするためのもの

(注) 上記のほか、借受者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人等への農林中央金庫による貸付けについて、国が農林中央金庫に利子補給する仕組みもあります。

1. 借入対象者

① 農業を営む者（認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

- ※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※2 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- ※3 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の方をいいます。

② 農協、農協連合会

③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

(3) 借入金利：0.10%（令和2年3月18日現在）

(4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

(5) 融資率：原則80%以内

認定農業者に対する特例：

- ・融資率100%以内
- ・償還期限に応じて適用される特利は、3月18日現在の金利情勢下では適用がありません。

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協、銀行等）に必要書類(※)を提出

（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

農業経営負担軽減支援資金の概要

【償還負担の軽減を図るための資金（負債整理資金）の借入れ】

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金を融通します。

1 借入対象者

以下の条件を満たす農業者（法人を含む。）

- ・ 農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの
- ・ 60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）しているもの
- ・ 農業所得が総所得の過半を占めるもの
- ・ 現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの

2 借入条件

実質無担保化

(1) 資金用途：営農負債の借換え

(2) 借入限度額：営農負債の残高

(3) 借入金利：0.10%（令和2年3月18日現在）

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：10年（うち据置期間3年）以内

※ ただし、既往債務の年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合の償還期限は15年以内

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間

3 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄りの窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

漁業経営改善支援資金の概要

認定漁業者に対して、漁業経営改善計画の達成に必要な長期資金を（株）日本政策金融公庫が融通する。

1 貸付資金の種類

漁業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ① 漁船の改造、建造又は取得に要するもの
- ② 漁具、養殖施設、その他漁業経営の改善に必要な施設の改良、造成又は取得に要するもの
- ③ 漁業経営の改善のため必要な長期運転資金

2 借受資格者

認定漁業者（※）

※ 認定漁業者とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に規定する漁業経営改善計画を作成して、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者をいう。

3 貸付条件 →

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、
貸付当初5年間実質無利子化

借入限度額：資金用途に応じ3,000万円～

借入金利：資金用途に応じ0.10%～0.25%（令和2年3月18日現在）

償還期限：15年以内（据置3年以内）

融資率：原則80%以内

4 融資機関

（株）日本政策金融公庫

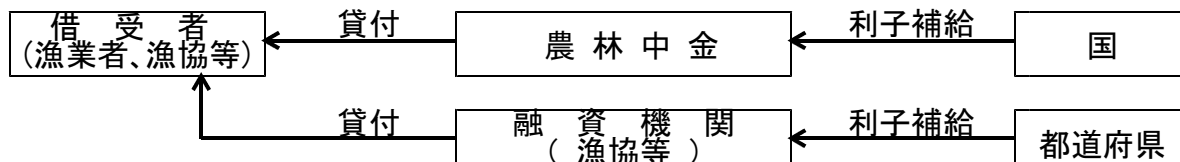
5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき昭和44年に創設)



1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3 貸付条件 →

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除

貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満) (20t以上)	0.10% 0.15%	9千万円 3億6千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年)) 2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年))	原則 80%
養殖業者(個人) (法人)	0.10% 0.10%	9千万円 3億6千万円	3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年))	
水産加工業者	0.10%	9千万円	4号/漁具・養殖施設 :5年(2年)	
複合経営	0.10%	3億6千万円	(定置網:10年(2年))	
漁協等	0.10%	12億円	5号/種苗・育成費 :5年(2年)	
			6号/漁村施設 :20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	

(※R2.3.18現在)

4 融資機関

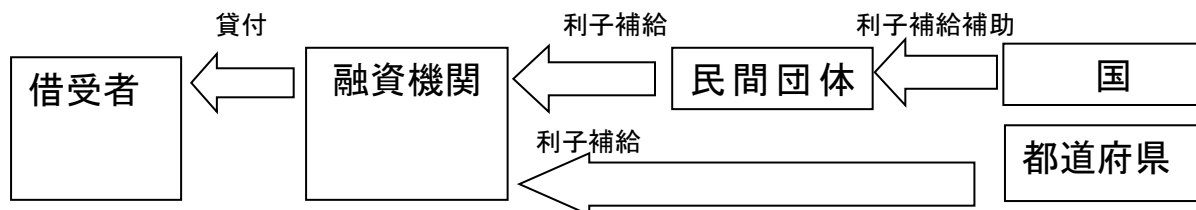
漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫等

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347(直)

漁業経営維持安定資金の概要

漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等により経営が困難に陥っている中小漁業者に対し、その経営の再建を図るために必要な資金を円滑に融通するため、国や都道府県が利子補給措置を講じることにより、漁業経営の再建に資することを目的とする。



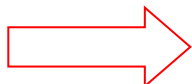
1 貸付資金の用途

固定化債務等の借替

2 借受資格者

・ 漁業経営再建計画を作成し、都道府県知事（遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業については農林水産大臣）の認定を受けた者

3 貸付条件



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除

下記表のとおり

	貸付利率※	貸付限度額	償還期間（据置期間）
漁船漁業者	0.1%	4千万円～4億円（漁船の合計総トン数による）	原則10年以内 （3年以内）
養殖漁業者	0.1%	4千万円	
定置漁業者	0.1%	4千万円（大型定置漁業は8千万円）	

（※令和2年3月18日現在。都道府県については基準。遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業は0.6%。）

4 融資機関

漁業協同組合、信漁連、農林中金、銀行等

5 担当課

水産庁水産経営課 03-3502-8418（直）